






18高教職第166号
平成18年5月30日

各市町村（学校組合）教育長 様

教育長	次長	課長	係
			

高知県教育委員会事務局
教職員課長
(公印省略)

人事委員会規則等の一部改正等について（通知）

うえのことについて、公立学校職員の給与に関する条例の一部改正（平成17年1月高知県条例第97号）に伴う関係人事委員会規則及び通知が、別添のとおり改正又は制定されましたので、概要を取りまとめた資料を添えて、参考までに送付します。

なお、お送りした資料及び人事委員会規則等につきましては、電子ファイルを貴委員会あてにメール送信いたしますので、管内の各学校にも周知くださいますようお願いいたします。

【問合せ先】

高知県教育委員会事務局
教職員課 給与担当
TEL:088-821-4906

17 高 人 委 第 7 0 号
平成18年 3 月 31 日

各任命権者 様

高知県人事委員会委員長

給与における成績主義の推進について（通知）

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則（平成18年高知県人事委員会規則第15号）及び期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則（平成18年高知県人事委員会規則第7号）が制定され、実績反映を一層進めるための昇給制度及び勤勉手当制度の見直しを実施することに伴い、職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の運用について（平成18年3月31日付け17高人委第69号高知県人事委員会委員長通知。以下「初任給通知」という。）及び期末手当及び勤勉手当の支給について（昭和38年12月25日付け38人委第437号高知県人事委員会委員長通知。以下「期末勤勉通知」という。）のほか、職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和32年高知県人事委員会規則第7号。以下「初任給規則」という。）第5章の規定に基づく特定職員又は管理職員の昇給制度並びに勤勉手当制度の運用について下記のとおり定めたので、平成18年4月1日以降は、これらによって給与における成績主義の一層の推進を図ってください。

なお、第2、第3の2及び第5は、それぞれ職員の給与の支給等に関する規則（昭和31年高知県人事委員会規則第3号）第5条第1項に規定する管理職手当の支給を受けている職員を対象としたものであり、それ以外の職員に係る運用については、当分の間、従前の取扱いによるものとします。

記

第1 基本的な考え方

県民の期待に応えるよう行政運営の質的向上を図っていくためには、実績を挙げた職員に対してそれに応じた処遇をすることが重要である。昇給制度は将来に向けた職員の実績向上への期待を表すものであり、その実施に当たっては、昇給実施後の職員の給与が、職員の能力、実績を反映したものとなるようにすることを基本としつつ、職員のモラルの維持・向上の観点から、職員の職務上の成果や公務への貢献に適切に報いるものとする。

また、勤務成績に応じて支給される勤勉手当についても、成績主義に則しためりはりのある勤勉手当制度の運用の一層の推進を図ることとする。

なお、給与における成績主義の推進がその効果を十分に発揮するためには、管理者と

職員との間において日々の十分なコミュニケーションが図られていることが重要であり、とりわけ勤務成績が良好でない事実が見られ、下位の昇給区分に決定する場合又は勤勉手当における「良好でない」の成績区分を適用する場合には、管理者は具体的な指導や注意を通じて、職員にあらかじめ自覚を促すなど十分な意思疎通を図ることが求められる。

第2 特定職員又は管理職員に係る昇給制度関係

1 I又はIIの昇給区分の適用について

I又はIIの昇給区分については、勤務評定記録書その他適宜の方法を用いて、その者の勤務成績を判定するに足る事実を即し、勤務成績が極めて良好又は特に良好であると認められる職員に適用するものとし、かつ、初任給規則第27条第5項の規定に従い、昇給区分を決定する職員の総数に占めるI又はIIの昇給区分に決定する職員の割合は、初任給通知第27条関係第7項に規定する昇給区分ごとの割合を目標として適用するものとする。その運用に当たっては、次に掲げる事項に留意することとされたい。

(1) Iの昇給区分の適用

Iの昇給区分が適用される場合としては、以下のような例が挙げられる。

- ア 繁忙度、緊急度、困難度等が高い業務を遂行し、特に高く評価できる成果を挙げた場合
- イ 組織における重要度が高い業務を遂行し、組織としての成果の向上に特に顕著な貢献をした場合
- ウ 高度の知識経験等を必要とする業務を適切に遂行し、特に顕著な業務処理能力の伸長が認められる場合
- エ その他、仕事の成果、仕事に向かう姿勢、目標達成への努力又は県政への貢献度等が特に優れ、他の模範となる仕事ぶりであると認められる場合

(2) IIの昇給区分の適用

IIの昇給区分が適用される場合としては、以下のような例が挙げられる。

- ア 繁忙度、緊急度、困難度等が高い業務を遂行し、高く評価できる成果を挙げた場合
- イ 組織における重要度が高い業務を遂行し、組織としての成果の向上に顕著な貢献をした場合
- ウ 高度の知識経験等を必要とする業務を適切に遂行し、顕著な業務処理能力の伸長が認められる場合
- エ その他、仕事に向かう姿勢、目標達成への努力又は県政への貢献度等が優れ、申し分のない仕事ぶりであると認められる場合

(3) I又はIIの昇給区分を適用する場合には、初任給通知第27条関係第9項の規定に基づき、職員に当該昇給区分に決定する根拠となった規則・通知の規定を文書で通知するものとする。

(4) I又はIIの昇給区分の適用に当たっては、以下に掲げる事項にも十分留意する

こととされたい。

ア 過去にⅠ又はⅡの昇給区分に決定された回数（平成18年3月31日以前に特別昇給を受けた回数を含む。）、前回これらの昇給区分に決定された時期等に過度にとらわれないようにすること。

イ 職員の年齢が、職員の給与に関する条例（昭和29年高知県条例第34号）第6条第3項、公立学校職員の給与に関する条例（昭和29年高知県条例第37号）第7条第3項及び警察職員の給与に関する条例（昭和29年高知県条例第15号）第6条第3項に定める昇給号給数が抑制される年齢に達したこと等を考慮して、その代替措置としてⅠ又はⅡの昇給区分を適用するようなことはしないこと。

ウ 部局ごとの定員等に応じた割合に過度にとらわれることなく、より勤務成績の良好な職員又は公務に対する貢献が顕著な職員がⅠ又はⅡの昇給区分に決定されるようにすること。

2 IV又はVの昇給区分の適用について

IV又はVの昇給区分については、運用の統一性を確保するため、初任給規則第27条第3項又は初任給通知第27条関係第1項各号若しくは第2項各号（以下「下位区分決定基準」という。）に該当した場合において、当該規定に定める昇給区分を適用するものとし、その運用に当たっては、次に掲げる事項に留意することとされたい。

(1) 初任給通知第27条関係第1項第4号に該当する場合としては、以下のような例が挙げられる。また、同条関係第2項第3号に該当する場合の例としては、これらのうちその態様が著しいものが挙げられる。

ア 注意、指導等を受けたにもかかわらず、懈怠により担当職務を遂行せず、これにより行政サービスに支障を生じさせ、又は他の職員の業務負担を増加させた場合

イ 注意、指導等を受けたにもかかわらず、職務遂行上軽微ではないミスを犯し、これにより関係者との信頼関係が損なわれるなど、職務遂行に悪影響を及ぼした場合

ウ 注意、指導等を受けたにもかかわらず、部下の職務遂行状況の把握・指導、育成機会の付与、健康への配慮等が十分でなく、結果として組織における業務能率を低下させた場合

エ 注意、指導等を受けたにもかかわらず、勤務時間中に複数回にわたって職務と無関係の行動を行うなど、職務を怠る事実が常態的に見られた場合

オ 注意、指導等を受けたにもかかわらず、職責に応じた職務遂行（例えば、他部局等との連絡調整、与えられた業務の企画・立案、遂行及び成果等）が十分に果たせず、結果として組織における業務能率を低下させた場合

カ その他、注意、指導、助言等を受けたにもかかわらず勤務成績が良好な職員と同等の評価をすることができない仕事ぶりであると認められる場合

(2) IV又はVの昇給区分を適用する場合には、初任給通知第27条関係第9項の規定に基づき、職員に当該昇給区分に決定する根拠となった規則・通知の規定を文書

で通知するものとする。

- (3) 初任給規則第27条第4項の「その者の勤務成績を総合的に判断した場合に当該昇給区分に決定することが著しく不相当であると認められるとき」並びに初任給通知第27条関係第1項ただし書の「その者の勤務成績を総合的に判断した場合に同項第4号に掲げる特定職員又は管理職員に該当するものとして取り扱うことが著しく不相当であると認められるとき」及び初任給通知第27条関係第2項ただし書の「その者の勤務成績を総合的に判断した場合に同項第5号に掲げる特定職員又は管理職員に該当するものとして取り扱うことが著しく不相当であると認められるとき」とは、下位区分決定基準に該当することとなる基礎となる事実がないものとした場合には、Ⅰ又はⅡの昇給区分に決定されることとなる場合で、その者の昇給区分をⅣ又はⅤに決定した場合には著しく公平を欠くこととなるときとする。この場合、これらの規定に定める人事委員会への協議においては、下位区分決定基準に該当することとなる基礎となる事実がないものとした場合に昇給区分をⅠ又はⅡに決定し得る具体的かつ客観的な事実を明示するとともに、昇給区分をⅣ又はⅤに決定した場合には勤務成績の総合的な判定として著しく公平を欠く理由を明示するものとする。

第3 勤勉手当制度関係

1 「特に優秀」又は「優秀」の成績区分の適用について

「特に優秀」又は「優秀」の成績区分については、仕事の成果を重視しつつ、職務上の行動も一定程度着目して適用することとするが、その運用に当たっては、次に掲げる事項に留意することとされたい。

(1) 「特に優秀」の成績区分の適用

「特に優秀」の成績区分が適用される場合としては、以下のような例が挙げられる。

- ア 特に高く評価できる成果を挙げた場合
- イ 組織としての成果の向上に顕著な貢献をした場合
- ウ 繁忙度、緊急度、困難度、重要度等の程度が特に高い業務を遂行し、成果を挙げた場合
- エ その他、仕事の成果、仕事に向かう姿勢、目標達成への努力又は県政への貢献度等が特に優れ、他の模範となる仕事ぶりである場合

(2) 「優秀」の成績区分の適用

「優秀」の成績区分が適用される場合としては、以下のような例が挙げられる。

- ア 高く評価できる成果を挙げた場合
- イ 組織としての成果の向上に貢献をした場合
- ウ 繁忙度、緊急度、困難度、重要等の程度が高い業務を遂行し、成果を挙げた場合
- エ その他、仕事に向かう姿勢、目標達成への努力又は県政への貢献度等が優れ、

申し分のない仕事ぶりである場合

- (3) 「特に優秀」及び「優秀」の成績区分が適用される職員の数の割合については、次に掲げる職員の区分に応じて、任命権者がそれらの成績率を定める職員の総数に占める次に定める割合とする。
 - ア 特定幹部職員以外の職員 100分の20以上
 - イ 特定幹部職員 100分の15以上
- (4) 「特に優秀」又は「優秀」の成績区分を適用する場合には、その旨及び期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和38年高知県人事委員会規則第31号）第13条第1項第1号又は第2号のいずれに該当したかを給与の支給調書に記載し、又は文書により通知するものとする。
- (5) 成績率は、基準日以前6箇月以内の期間における勤務成績に基づいて決定するものであり、過去に「特に優秀」又は「優秀」の成績区分に適用された回数、前回の「特に優秀」又は「優秀」の成績区分の適用時期との間隔などの事由にとられないようにすること。
- (6) 期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和38年高知県人事委員会規則第31号）第13条に規定する「特に優秀」及び「優秀」の成績区分の成績率には幅があり勤務成績を的確に反映するためには、同じ「特に優秀」又は「優秀」の成績区分であっても複数の成績率を設定することもあり得ること。

2 特定幹部職員又は管理職員に係る「良好でない」の成績区分の適用について

特定幹部職員又は期末勤勉通知第17項に規定する管理職員に係る「良好でない」の成績区分については、運用の統一性を確保するため、同項に該当した場合において適用するものとし、その運用に当たっては、次に掲げる事項に留意することとされたい。

- (1) 期末勤勉通知第17項第4号に該当する場合としては、以下のような例が挙げられる。
 - ア 注意、指導等を受けたにもかかわらず、懈怠により担当職務を遂行せず、これにより行政サービスに支障を生じさせ、又は他の職員の業務負担を増加させた場合
 - イ 注意、指導等を受けたにもかかわらず、職務遂行上軽微ではないミスを犯し、これにより関係者との信頼関係が損なわれるなど、職務遂行に悪影響を及ぼした場合
 - ウ 注意、指導等を受けたにもかかわらず、部下の職務遂行の把握・指導、育成機会の付与、健康への配慮等が十分でなく、結果として組織における業務能率を低下させた場合
 - エ 注意、指導等を受けたにもかかわらず、勤務時間中に複数回にわたって職務と無関係の行動を行うなど、職務を怠る事実が常態的に見られた場合
 - オ 注意、指導等を受けたにもかかわらず、責任に応じた職務遂行（例えば、他部局等との連絡調整、与えられた業務の企画・立案、遂行及び成果等）が十分

- に果たせず、結果として組織における業務能率を低下させた場合
カ その他、注意、指導、助言等を受けたにもかかわらず勤務成績が良好な職員
と同等の評価をすることができない仕事ぶりである場合
- (2) 「良好でない」の成績区分を適用する場合には、その旨及び勤勉通知第17項第
1号から第4号までのいずれに該当したかを給与の支給調書に記載し、又は文書
により通知するものとする。

第4 職員への通知等

昇給を行うに当たっては、昇給発令通知など適宜の方法で職員に通知を行う。また、
昇給区分をⅠ若しくはⅡに決定した場合又は昇給日に職員が昇給しない場合若しくは昇
給区分をⅣ若しくはⅤに決定した場合には、その根拠となる規定を職員に文書で通知す
るものとする。

また、勤勉手当の成績区分を「特に優秀」若しくは「優秀」又は「良好でない」を適
用する場合には、いずれに該当したか支給調書に記載するか又は文書で職員に通知する
ものとする。

第5 人事委員会への報告

初任給通知第27条関係第4項及び期末勤勉通知第18項に定めるもののほか、職員の昇
給区分の適用について任命権者ごとの運用バランスを把握する観点から、その適用状況
を速やかに人事委員会に報告すること。

第6 実施手続の整備

任命権者は、この運用通知を踏まえ、具体的事実の把握に基づく勤務成績の判定が適
切になされるよう、任命権者において現在行われている勤務成績の把握・判定方法に加
え、判定権者の決定、勤務成績に係る事実の把握及び記録の手段・方法、判定の実施時
期その他昇給制度の実施に当たっての留意事項等を内容とする実施手続や成績率の決定
に必要な手続を整備するものとする。

別表第1 (第3条関係)

小学校・中学校等教育職給料表の適用を受ける者の義務教育等教員特別手当

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級
	号給				
再任用職員 以外の職員		円	円	円	円
	1	5,000	5,400	10,700	17,100
	2	5,000	5,400	10,700	17,100
	3	5,000	5,400	10,700	17,100
	4	5,000	5,400	10,700	17,100
	5	5,200	5,700	11,100	17,500
	6	5,200	5,700	11,100	17,500
	7	5,200	5,700	11,100	17,500
	8	5,200	5,700	11,100	17,500
	9	5,400	6,000	11,500	17,900
	10	5,400	6,000	11,500	17,900
	11	5,400	6,000	11,500	17,900
	12	5,400	6,000	11,500	17,900
	13	5,600	6,300	12,400	18,300
	14	5,600	6,300	12,400	18,300
	15	5,600	6,300	12,400	18,300
	16	5,600	6,300	12,400	18,300
	17	5,900	6,600	12,800	18,700
	18	5,900	6,600	12,800	18,700
	19	5,900	6,600	12,800	18,700
	20	5,900	6,600	12,800	18,700
	21	6,200	7,000	13,200	19,000
	22	6,200	7,000	13,200	19,000
	23	6,200	7,000	13,200	19,000
	24	6,200	7,000	13,200	19,000
	25	6,500	7,300	13,600	19,400
	26	6,500	7,300	13,600	19,400
	27	6,500	7,300	13,600	19,400
	28	6,500	7,300	13,600	19,400
	29	6,800	7,600	14,000	19,600
	30	6,800	7,600	14,000	19,600
	31	6,800	7,600	14,000	19,600
	32	6,800	7,600	14,000	19,600
	33	7,100	7,900	14,400	19,900
	34	7,100	7,900	14,400	19,900
	35	7,100	7,900	14,400	19,900
	36	7,100	7,900	14,400	19,900
	37	7,400	8,300	14,800	20,200
	38	7,400	8,300	14,800	
	39	7,400	8,300	14,800	
40	7,400	8,300	14,800		

41	7,700	8,900	15,100
42	7,700	8,900	15,100
43	7,700	8,900	15,100
44	7,700	8,900	15,100
45	8,000	9,300	15,500
46	8,000	9,300	15,500
47	8,000	9,300	15,500
48	8,000	9,300	15,500
49	8,300	9,700	15,900
50	8,300	9,700	15,900
51	8,300	9,700	15,900
52	8,300	9,700	15,900
53	8,600	10,500	16,300
54	8,600	10,500	16,300
55	8,600	10,500	16,300
56	8,600	10,500	16,300
57	8,800	10,900	16,700
58	8,800	10,900	16,700
59	8,800	10,900	16,700
60	8,800	10,900	16,700
61	9,100	11,300	17,100
62	9,100	11,300	17,100
63	9,100	11,300	17,100
64	9,100	11,300	17,100
65	9,400	12,100	17,400
66	9,400	12,100	17,400
67	9,400	12,100	17,400
68	9,400	12,100	17,400
69	9,700	12,500	17,700
70	9,700	12,500	17,700
71	9,700	12,500	17,700
72	9,700	12,500	17,700
73	9,900	12,900	18,000
74	9,900	12,900	18,000
75	9,900	12,900	18,000
76	9,900	12,900	18,000
77	10,200	13,300	18,300
78	10,200	13,300	18,300
79	10,200	13,300	18,300
80	10,200	13,300	18,300
81	10,400	13,700	18,500
82	10,400	13,700	18,500
83	10,400	13,700	18,500
84	10,400	13,700	18,500

85	10,600	14,000	18,700
86	10,600	14,000	18,700
87	10,600	14,000	18,700
88	10,600	14,000	18,700
89	10,800	14,400	18,900
90	10,800	14,400	18,900
91	10,800	14,400	18,900
92	10,800	14,400	18,900
93	11,000	14,700	19,100
94	11,000	14,700	
95	11,000	14,700	
96	11,000	14,700	
97	11,200	15,000	
98	11,200	15,000	
99	11,200	15,000	
100	11,200	15,000	
101	11,400	15,400	
102	11,400	15,400	
103	11,400	15,400	
104	11,400	15,400	
105	11,500	15,700	
106	11,500	15,700	
107	11,500	15,700	
108	11,500	15,700	
109	11,600	16,000	
110	11,600	16,000	
111	11,600	16,000	
112	11,600	16,000	
113	11,700	16,300	
114	11,700	16,300	
115	11,700	16,300	
116	11,700	16,300	
117	11,900	16,500	
118	11,900	16,500	
119	11,900	16,500	
120	11,900	16,500	
121	12,000	16,800	
122	12,000	16,800	
123	12,000	16,800	
124	12,000	16,800	
125	12,100	17,000	
126		17,000	
127		17,000	
128		17,000	

	129		17,200		
	130		17,200		
	131		17,200		
	132		17,200		
	133		17,400		
	134		17,400		
	135		17,400		
	136		17,400		
	137		17,600		
	138		17,600		
	139		17,600		
	140		17,600		
	141		17,700		
	142		17,700		
	143		17,700		
	144		17,700		
	145		17,800		
	146		17,800		
	147		17,800		
	148		17,800		
	149		17,900		
再任用職員		8,000	9,700	12,800	16,300

別表第2 (第3条関係)

高等学校等教育職給料表の適用を受ける者の義務教育等教員特別手当

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号給				
再任用職員 以外の職員		円	円	円	円
	1	5,000	6,300	12,800	17,100
	2	5,000	6,300	12,800	17,100
	3	5,000	6,300	12,800	17,100
	4	5,000	6,300	12,800	17,100
	5	5,200	6,600	13,200	17,500
	6	5,200	6,600	13,200	17,500
	7	5,200	6,600	13,200	17,500
	8	5,200	6,600	13,200	17,500
	9	5,400	7,000	13,600	17,900
	10	5,400	7,000	13,600	17,900
	11	5,400	7,000	13,600	17,900
	12	5,400	7,000	13,600	17,900
	13	5,600	7,300	14,000	18,300
	14	5,600	7,300	14,000	18,300
	15	5,600	7,300	14,000	18,300
	16	5,600	7,300	14,000	18,300
	17	5,900	7,600	14,400	18,700
	18	5,900	7,600	14,400	18,700
	19	5,900	7,600	14,400	18,700
	20	5,900	7,600	14,400	18,700
	21	6,200	7,900	14,800	19,000
	22	6,200	7,900	14,800	19,000
	23	6,200	7,900	14,800	19,000
	24	6,200	7,900	14,800	19,000
	25	6,500	8,300	15,100	19,400
	26	6,500	8,300	15,100	19,400
	27	6,500	8,300	15,100	19,400
	28	6,500	8,300	15,100	19,400
	29	6,800	8,900	15,500	19,600
	30	6,800	8,900	15,500	19,600
	31	6,800	8,900	15,500	19,600
	32	6,800	8,900	15,500	19,600
	33	7,100	9,300	15,900	19,900
	34	7,100	9,300	15,900	19,900
	35	7,100	9,300	15,900	19,900
	36	7,100	9,300	15,900	19,900
	37	7,400	9,700	16,300	20,200
	38	7,400	9,700	16,300	
	39	7,400	9,700	16,300	
40	7,400	9,700	16,300		

41	7,700	10,500	16,700
42	7,700	10,500	16,700
43	7,700	10,500	16,700
44	7,700	10,500	16,700
45	8,000	10,900	17,100
46	8,000	10,900	17,100
47	8,000	10,900	17,100
48	8,000	10,900	17,100
49	8,300	11,300	17,400
50	8,300	11,300	17,400
51	8,300	11,300	17,400
52	8,300	11,300	17,400
53	8,600	12,100	17,700
54	8,600	12,100	17,700
55	8,600	12,100	17,700
56	8,600	12,100	17,700
57	8,800	12,500	18,000
58	8,800	12,500	18,000
59	8,800	12,500	18,000
60	8,800	12,500	18,000
61	9,100	12,900	18,300
62	9,100	12,900	18,300
63	9,100	12,900	18,300
64	9,100	12,900	18,300
65	9,400	13,300	18,500
66	9,400	13,300	18,500
67	9,400	13,300	18,500
68	9,400	13,300	18,500
69	9,700	13,700	18,700
70	9,700	13,700	18,700
71	9,700	13,700	18,700
72	9,700	13,700	18,700
73	9,900	14,000	18,900
74	9,900	14,000	18,900
75	9,900	14,000	18,900
76	9,900	14,000	18,900
77	10,200	14,400	19,100
78	10,200	14,400	
79	10,200	14,400	
80	10,200	14,400	
81	10,400	14,700	
82	10,400	14,700	
83	10,400	14,700	
84	10,400	14,700	

85	10,600	15,000
86	10,600	15,000
87	10,600	15,000
88	10,600	15,000
89	10,800	15,400
90	10,800	15,400
91	10,800	15,400
92	10,800	15,400
93	11,000	15,700
94	11,000	15,700
95	11,000	15,700
96	11,000	15,700
97	11,200	16,000
98	11,200	16,000
99	11,200	16,000
100	11,200	16,000
101	11,400	16,300
102	11,400	16,300
103	11,400	16,300
104	11,400	16,300
105	11,500	16,500
106	11,500	16,500
107	11,500	16,500
108	11,500	16,500
109	11,600	16,800
110	11,600	16,800
111	11,600	16,800
112	11,600	16,800
113	11,700	17,000
114	11,700	17,000
115	11,700	17,000
116	11,700	17,000
117	11,900	17,200
118	11,900	17,200
119	11,900	17,200
120	11,900	17,200
121	12,000	17,400
122	12,000	17,400
123	12,000	17,400
124	12,000	17,400
125	12,100	17,600
126	12,100	17,600
127	12,100	17,600
128	12,100	17,600

	129	12,300	17,700		
	130	12,300	17,700		
	131	12,300	17,700		
	132	12,300	17,700		
	133	12,400	17,800		
	134	12,400	17,800		
	135	12,400	17,800		
	136	12,400	17,800		
	137	12,500	17,900		
	138	12,500			
	139	12,500			
	140	12,500			
	141	12,600			
	142	12,600			
	143	12,600			
	144	12,600			
	145	12,800			
	146	12,800			
	147	12,800			
	148	12,800			
	149	12,900			
	150	12,900			
	151	12,900			
	152	12,900			
	153	13,000			
再任用職員		8,000	9,700	12,800	16,300

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年3月17日

高知県人事委員会委員長 上谷 定生

高知県人事委員会規則第11号

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則

義務教育等教員特別手当に関する規則（昭和50年高知県人事委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「職務の級の最高の号給を超える給料月額を受ける職員であるときは、その者の属する職務の級及びその級の最高の号給とし、」を削る。

別表を次のように改める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。